

一般社団法人日本小児血液・がん学会 学会賞等選考委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会 学会賞等選考委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、研究業績奨励のために学術賞等の選考に関する業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は学会学術賞および大谷賞等における次の業務を行う。

1. 広報と募集
 2. 応募論文の審査、選定
 3. 理事会への候補者推薦
2. 学会の学術研究の推進に係る業務を行う。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員11名をもって構成する。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. 会議は委任状を含めて委員の3分の2以上の出席を持って会議の成立とする。
3. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

この規程は平成 28 年 1 月 27 日より施行する。